

令和3年

第6回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和3年6月25日 午前9時00分～
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について（5番片桐 京委員、6番山崎 輝代委員）
- 日程 3 諸般の報告 ・別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程 6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可について
- 日程 7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 8 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達について
- 日程 9 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達について
- 日程 10 第4号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 日程 11 協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について
- 日程 12 協議第2号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて
- 日程 13 その他

○令和3年6月25日（金）

・認定農業者と農業委員会との意見交換会 14：00～

【ふれ愛支援センター：多目的ホール】

〈会長、会長職務代理、農地特別委員会委員長、農政特別委員会委員長
広報特別委員会委員長、最適化推進委員長、農業委員担当者、
局長・係長〉

○令和3年6月28日（月）

・農業委員会中越協議会総会 15：00～

【長岡市：ながおか市民センター】 〈会長、局長〉

○令和3年6月29日（火）

・食育出前授業 8：40～

【石打小学校】 〈石打・塩沢地区農業委員、推進委員ほか〉

○令和3年7月12日（月）

・南魚沼市健康まちづくり食育推進協議会 13：30～

【本庁舎：大会議室】 〈片桐委員〉

○令和3年7月26日（月）

・第7回農業委員会総会 14：00～

【大和庁舎：旧議場】 〈全員〉

出席委員は次のとおりである。

1 番	中俣 渉	2 番	西野 徳光	3 番	宮田 京子
4 番	荒川 敦	5 番	片桐 京	6 番	山崎 輝代
7 番	田村 芳文	8 番	中島 修	9 番	南雲 廣悦
10 番	棚村 光正	11 番	大平 泰弘	12 番	原澤 眞
13 番	林 昭彦	14 番	牛木 友哉	15 番	井上 秀樹
16 番	駒形 哲也	17 番	中島 直樹	18 番	関 匡和
19 番	並木 孝夫				

		推 2 番	佐々木 大輔	推 3 番	小野塚 真
推 4 番	上村 正明	推 5 番	佐藤 勝美	推 6 番	林 秀夫
推 7 番	長谷川 政一	推 8 番	勝又 信行	推 9 番	青木 悦夫
推 10 番	志太 要一	推 11 番	篠田 猛	推 12 番	高橋 正男
推 13 番	櫻井 隆	推 14 番	山田 久雄	推 15 番	上村 良男
推 16 番	高村 英男	推 17 番	山本 晴夫	推 18 番	小杉 一明
推 19 番	関 英夫	推 20 番	桑原 善和	推 21 番	井口 博
推 22 番	水澤 利徳	推 23 番	高野 作栄喜	推 24 番	貝瀬 茂利

欠席委員はなしである。

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係長	一之谷 浩太郎
農地係主任	阿部 洋一	農地係主事	貝瀬 佐知子

(会長、議長席に着く)

(9時00分開会)

議長 令和3年第6回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席は農業委員が19名、推進委員が23名で合計42名の出席ですので総会は成立します。

日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、5番片桐京委員、6番山崎輝代委員にお願いいたします。

日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが何かありますでしょうか。無いようですので、私からお願いします。昨日、新潟市で行われました第130回通常総会と市町村農業委員会会長会議、そして合わせて行われました新潟県農業委員会農政推進同志会総会に出席してまいりました。その中で数点皆さんにご報告させていただきます。農業委員会会長会議の中で農業委員会だよりの全国コンクー

ルの結果報告がありました。その中で第27回農業委員会だよりの全国コンクールで新潟市西蒲区農業委員会が優秀賞を受賞しました。そのほかに新聞表彰等いろいろありましたが、西蒲区農業委員会の農業委員会だよりの写しをいただてきました。広報特別委員会の皆さんにはほかの地区の農業委員会だよりということで参考にご覧いただきたいと思ひます。次に、農業会議の総会ではWeb会議ということで上垣事務局長と黒本本部長からWebで説明をいただきました。今年は農業委員会法が改正になって5年が経ったということで検証や見直しの話が行われています。今後、細かいところで農業委員会に対して要望が来るかと思ひますが決まり次第皆さんへ情報提供や新聞掲載があるかと思ひますのでその際は詳しく説明をさせていただきますのでご了解いただきたいと思ひます。他に皆さんからありませんでしょうか。

無いようですので諸般の報告は終了させていただきます。

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。古藤局長。

古藤局長

(第1号報告朗読)

(1)農地転用事実確認書の交付について

3-4ページをご覧ください。前回総会以降12件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおりに完了していました。

(2)農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について
6-8ページをご覧ください。こちらは9件です。

1番、こちらは耕作者死亡による解約です。

2番、所有者の都合による解約です。

3番、農地転用のための解約で、5条申請済みです。

4番、新潟県の土地のための解約です。こちらは全体の解約ですが、このうち一部は利用集積で再契約の申請があがってきています。

5番、こちらも農地転用のための解約で、5条申請があがってきています。

6番、7番は借受人の都合による解約です。

8番、こちらは一時転用をするための解約で、後ほど5条申請があがっています。

9番、こちらは契約錯誤のための解約で、後ほど3条申請があがっています。

(3) 使用貸借の解約について

10ページをご覧ください。こちらは3件です。

1番、黒土新田の畑1筆448㎡ですが、農地転用のための解約です。4条届出につきましては届出日の関係で来月の総会での報告となります。

2番、宇津野新田の畑1筆124㎡ですが、こちらも農地転用のための解約です。5条が申請済みです。

3番、五日町の田1筆402㎡ですが、農地転用のための解約で、4条申請済みです。

(4) 農地法の適用を受けない事実確認について

12ページをご覧ください。非農地証明ですが、こちらは4件です。

1番、六日町の登記畑、現況宅地の2筆合計208㎡です。資料は1-2ページをご覧ください。こちらは過去に農地法上の農地から外れた土地で、5月26日に片桐委員さんからご確認いただいています。非農地証明を発行しています。

2番、吉里の登記畑、現況原野の土地78㎡です。資料は3-4ページをご覧ください。こちらは傾斜地の農地で条件不利地のため耕作放棄地化したとのことで、平成4年6月頃とのことです。現地は5月26日に上村良男委員さんからご確認いただいています。非農地証明を発行しています。

3番、君沢の登記田、現況山林の5筆合計828㎡です。資料は5-6ページをご覧ください。こちらは山際の農地で

条件不利地にあり、豪雨災害等により耕作放棄地化したとのことで、平成 25 年頃と思われます。現地は 6 月 7 日に高橋委員さんにご確認いただいています。非農地証明を発行しています。

4 番、長森の登記畑、現況雑種地の 1 筆 29 m²です。資料は 7-8 ページをご覧ください。周囲を宅地に囲まれており、自宅からも離れているため耕作放棄地化したとのことです。耕作放棄地化した年月日は不詳です。現地は 6 月 7 日に棚村委員さんにご確認いただいています。非農地証明を発行しています。

(5) 農地法施行規則 29 条 1 号の規定による通知について

14 ページをご覧ください。農業用施設の届出ですが、こちらは 2 件です。

4 番、吉里の畑 1 筆 59.87 m²です。資料は 9-11 ページをご覧ください。転用目的は農作業所建設のためで、6 月 7 日に届出をいただいています。

5 番、美佐島の畑 1 筆 174 m²です。資料は 12-14 ページをご覧ください。転用目的は農機具格納庫及び付属消雪用井戸設置のためです。6 月 7 日に届出をいただいています。

第 1 号報告については以上です。

議 長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようでしたら第 1 号報告を終わらせていただきます。

日程 5 第 2 号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議 長

日程 5 第 2 号報告 農地移動適正化あっせん委員の指

名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号報告朗読)

説明に入る前に議案の差し替えをお願いします。申出人のお名前の漢字が間違っておりました。本日皆さんの机に配布をさせていただいたものが正しいものとなりますので、こちらをご覧くださいと思います。

今月はあっせん委員の指名が1件です。大杉新田の土地252㎡についてあっせんの申し出がありました。あっせん委員として5月17日に高野委員、西野委員をご指名しています。

第2号報告については以上です。

議 長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようでしたら第2号報告を終了させていただきます。

日程6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可について

議 長

日程6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第3号報告朗読)

18ページをご覧ください。今月は農用地利用配分計画の公告が6件きています。公告日は令和3年5月28日です。今回の配分計画の通知についてはいずれも賃借権の移転ということで、新たな借受人に賃借権を設定するものです。

第3号報告については以上です。

議 長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようでしたら第3号報告を終了させていただきます。

日程7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

議長

日程7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。阿部主任。

阿部主任

(第1号議案朗読)

20ページからになります。今月は12件の申請があがってきています。

85番、売買による所有権移転です。長森の田2筆235㎡です。申請理由は経営規模拡大のためです。

86番、売買による所有権移転です。畔地新田の畑1筆339㎡です。こちらは隣接の宅地と合わせて取得するものです。対価については農地部分のみの価格です。申請理由は経営規模拡大のためです。

87番、売買による所有権移転です。塩沢の畑1筆193㎡です。こちらも隣接の宅地と合わせて取得するものです。なお、譲渡人は今回の申請で全農地の処分となります。対価については将来的な転用を考えての価格とのことです。申請理由は経営規模拡大のためです。

88番、売買による所有権移転です。君沢の田1筆692㎡です。こちらの農地は譲受人の所有農地に隣接しています。対価につきましては国道に面しており、畔を抜いて効率化を図りたいとのことでこの価格で合意されたとのことです。申請理由は経営規模拡大のためです。

89番、売買による所有権移転です。姥島新田と上一日市の田6筆6,606㎡です。申請理由は経営規模拡大のためです。

21ページに移りまして、90番、売買による所有権移転で

す。譲受人の法人は農地所有適格法人ですので農地の取得が可能です。関の田1筆256㎡です。申請理由は経営規模拡大のためです。

91番、贈与による所有権移転です。両者は夫婦です。小栗山の畑3筆1,140㎡です。申請理由は妻から農地を譲り受けるためです。

92番と93番は関連案件で、お互いの農地を交換により所有権を移転するものです。92番が石打の田1筆219㎡、93番が石打の畑1筆11㎡です。詳細については登記を現況の土地利用形態に合わせるため、農地を交換して利便性を高めたいとのことで申請されています。

94番と95番も関連案件で、譲受人が同じ方となっています。いずれも使用貸借権の設定です。94番が畔地の畑2筆612㎡、95番が二日町の田1筆1,485㎡です。契約期間はどちらも1年間で、経営規模拡大のための申請です。二つの申請を合わせまして30aの下限面積を満たしています。

22ページに移りまして、96番です。こちらは農業者年金受給のための親子間の使用貸借権の設定です。以上です。

議 長

関係委員がおられます。推進委員6番林秀夫委員の除斥を求めます。

(推6番林委員退席)

20ページ 89番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。

20ページ 89番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、89 番案件については原案のとおり承認されました。林委員の除斥を解きます。

(推 6 番林委員着席)

続いて、89 番案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。89 番案件を除く他の案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 1 号議案については原案のとおり承認されました。

日程 8 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請の進達について

議 長

日程 8 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第 2 号議案朗読)

24 ページをご覧ください。今月は 5 件の申請があがっています。

5番、穴地の土地1筆343.41㎡、転用目的は住宅用地です。資料は15-17ページをご覧ください。申請地は申請人の宅地と隣接していきまして、物置、庭及び通路敷地として利用したいとのこと。この土地は第2種農地ですが、集落に接続した農地を転用するものですので許可相当だと考えています。申請地にはすでに物置がありますので、始末書を提出いただいています。なお、関連案件がこのあとの5条申請にあがっています。

6番、新堀の土地262.23㎡、転用目的は農作業場用地です。資料は18-20ページをご覧ください。申請の内容についてですが、申請地には既存の農作業所が建っております。今回、この農作業所が手狭になったため、新たに格納庫を建築したいとのこと。なお、既存の建物がありますので申請者からは始末書をいただいています。こちらも第2種農地ですが、集落に接続した農地を転用するものですので許可相当と考えています。

7番、五日町の土地1筆402㎡、転用目的は農作業場用地です。資料は21-23ページをご覧ください。申請の内容についてですが、育苗施設、農機具庫として利用したいとのこと。申請地についてはすでに整地されており、農機具庫もあり利用されている状態で、昨年の農地パトロールで判明したものです。申請者からは始末書をいただいています。こちらの農地も第2種農地ですが、集落に接続した農地を転用するものですので許可相当と考えています。

8番、樺野沢の土地1筆180㎡です。転用目的は住宅用地ということ。資料は24-26ページをご覧ください。申請の内容についてですが、申請地の隣に既存の住宅がございまして、申請地を転用して住宅を増築したいとのこと。こちらの土地も第2種農地ではございますが、集落に接続した農地を転用するものですので許可相当と考えています。

9番、八竜新田の土地1筆92㎡です。転用目的は住宅用地です。資料は27-29ページをご覧ください。申請地には以前より車庫がございましたが、今回県道の拡幅による車庫の建て替えが必要となったため、買収後の残地に車庫を建築するものです。現在は車庫を取り壊して、更地になっ

議 長

ておりますが違反状態だったということで申請者から始末書をいただいています。こちら第2種農地ではございますが、集落に接続した農地を転用するものですので許可相当と考えています。

第2号議案については以上です。

関係委員がおられます。農業委員2番西野徳光委員の除斥を求めます。

(2番西野委員退席)

24ページ 7番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。24ページ7番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、7番案件については原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

(2番西野委員着席)

続いて、7番案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。7番案件を除く他の案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案は原案のとおり承認されました。

日程9 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達について

議長

日程9 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第3号議案朗読)

26ページをご覧ください。今月の5条申請は10件です。31番、黒土新田の土地1筆347㎡です。転用目的は住宅用地で、一般住宅建築のためということです。資料は30-32ページをご覧ください。譲受人の方は現在、アパートに居住されておりますが一般住宅を建築したいということで、申請地を譲り受けて住宅を建築するという内容の申請です。こちらの農地は第2種農地ですが、集落に接続した農地を転用するもので許可相当と考えています。

32番、黒土新田の土地1筆43㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は住宅用地ということです。資料は33-35ページをご覧ください。こちらの案件は31番案件と関連しています。申請地は譲受人の住宅の隣接地ですが、その隣に31番案件の住宅を建てられますと屋根雪や敷地の雪が越境するおそれがあるということで雪処理場として転用するものです。こちらの農地も集落に接続した第2種農地を転用するものですので許可相当と考えています。

33番、穴地の土地1筆223.3㎡です。使用貸借権の設定で、転用目的は住宅用地です。資料は36-38ページをご覧ください。両者は親子の間柄です。譲受人の方は現在実家に居住されていますが、家族が増え手狭になったため使用貸借で土地を借り受けて一般住宅を建築したいという内容です。こちらの土地は先ほど4条申請であがった5番案件と隣接しています。こちらの土地も第2種農地ですが集落に接続した農地を転用するものですので許可相当と考えています。

34番、宇津野新田の土地1筆124㎡です。贈与による所有権移転で、転用目的は住宅用地です。資料は39-41ページをご覧ください。両者は親戚関係とのことです。譲受人の方は現在実家に居住されていますが、独立した住宅を建築したいということで申請地に一般住宅を建築するものです。こちらの土地も第2種農地ですが集落に接続した農地を転用するものですので許可相当と考えています。

35番、余川の土地2筆115㎡です。使用貸借権の設定で、転用目的は住宅用地です。資料は42-44ページをご覧ください。両者は夫婦です。申請内容については、現在居住している既存の住宅が手狭になったため住宅を新たに建築したいというものです。こちらの農地も集落に接続した第2種農地ということで許可相当と考えています。

36番、塩沢の土地1筆264㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は住宅用地です。資料は45-47ページをご覧ください。譲受人は現在アパートに居住されていますが申請地を譲り受けて住宅を建築したいとのことでした。こちらの土地は用途地域内の第3種農地ですので、原則許可案件です。

37番、泉盛寺の土地1筆165㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は駐車場用地です。資料は48-50ページをご覧ください。譲受人の方は別荘を所有しています。資料49ページをご覧くださいと、真ん中ほどに斜線の引いてあるところが譲受人所有の別荘です。こちらを宿泊施設に改装しまして、宿泊客用の駐車場にしたいという内容の申請です。こちらの農地は第2種農地ですが、集落に接続した農地を転用するものですので許可相当と考えていま

す。

38番、舞子の土地1筆362㎡です。使用貸借権の設定で、転用目的は住宅用地です。資料は51-53ページをご覧ください。両者は祖父と孫夫婦の間柄です。譲受人は現在アパートに居住されていますが、手狭になったため土地を借り受けて一般住宅を建築するものです。こちらの農地も第2種農地ですが、集落に接続した農地を転用するものですので許可相当と考えています。

39番、南田中の土地6筆2,802㎡です。賃借権の設定で、転用目的は店舗及び駐車場用地です。資料は54-56ページをご覧ください。譲受人は不動産賃貸業を営んでおりまして、申請地を借り受けてドラックストアの建設とそれに付随する駐車場を設置するという内容です。敷地の造成工事と施設の建設は譲受人が行いますが、完成後は譲受人と賃貸借契約を結んだ[REDACTED]さんが運営することになります。賃借期間は30年です。こちらの農地も第2種農地ですが、集落に接続した農地を転用するものですので許可相当と考えています。

28ページに移りまして、40番です。早川の土地1筆75.24㎡です。使用貸借権の設定で、転用目的は資材置場用地です。資料は57-59ページをご覧ください。携帯電話の基地局建設に伴う資材置場等の工事ヤードのための一時転用です。集落に接続した第2種農地を一時転用するものであり、許可相当と考えています。

第3号議案については以上です。

議 長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終了にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達については

原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案については原案のとおり承認されました。

暫時休憩といたします。

(9時40分休憩)

議長

休憩前に引き続き議事を再開いたします。

(10時30分再開)

日程10 第4号議案 農用地利用集積計画(案)について

議長

日程10 第4号議案 農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第4号議案朗読)

30ページからになります。今月の利用集積は所有権移転が3件、新規の賃借権の設定が5件、使用貸借権が1件、賃借権の移転が1件、賃借権の再設定が6件、使用貸借権の再設定が1件の合計17件となっています。

それでは順番にご説明します。

491番、山口の土地2筆1,832㎡を所有権移転するものです。対価については㎡当たり300円で、経営規模拡大のための申請です。

492番、新堀新田の土地1筆2,775㎡を所有権移転するものです。対価については㎡当たり1,027円で、現在の耕作者との売買契約となります。

493番、舞子の土地1筆1,852㎡を所有権移転するものです。対価については㎡当たり647円で、現在の耕作者との売買です。以上3件については資料がございます。491番は60ページ、492番は61ページ、493番については62ページ

にそれぞれ位置図がありますのでご覧ください。

続いて、494 番です。欠之上と川窪の土地 12 筆 11, 268 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

31 ページに移りまして、495 番です。西泉田の土地 1 筆 104. 73 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

496 番、上出浦の土地 3 筆に賃借権を設定するものです。対価は 10 a 当たり 60 kg で、経営規模拡大のための申請です。

497 番、下出浦の土地 1 筆に賃借権を設定するものです。対価は 10 a 当たり 108 kg で、経営規模拡大のための申請です。

498 番、姥沢新田の土地 4 筆に賃借権を設定するものです。対価は 10 a 当たり 60 kg で、経営規模拡大のための申請です。

499 番、芹田の土地 1 筆 6, 140 m²に対して使用貸借権を設定するものです。申請理由は農業者年金受給のためです。

500 番、仙石と徳田新田の土地 21 筆 14, 518. 14 m²について賃借権を移転するものです。こちらについては経営移譲に伴う耕作者変更のための申請です。

32 ページの 501 番以下につきましては再設定ですので説明を省略させていただきます。以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員 9 番南雲廣悦委員の除斥を求めます。

(9 番南雲委員退席)

31 ページ 496 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りいたします。496 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、496 番案件については原案のとおり承認されました。南雲委員の除斥を解きます。

(9 番南雲委員着席)

続いて、496 番案件を除く他の案件について質疑を行います。5 番片桐京委員。

5 番片桐委員

500 番案件について質問です。経営移譲ということですが、譲渡人よりも譲受人の方が年齢が上ですが間違いないのでしょうか。

議 長

事務局、一之谷係長。

一之谷係長

こちらの案件についてですが、譲受人の■■■■さんが譲渡人の■■■■さんへ経営を移譲されましたが、家庭の事情で経営移譲前に戻したいということで申請があがっています。以上です。

議 長

片桐委員よろしいでしょうか。
ほかに質問、意見はありますか。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。496 番案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議

ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め第6号議案は全案件原案のとおり承認されました。ありがとうございました。

日程 11 協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について

議 長

日程 11 協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(協議第1号朗読)

別冊になっておりますが、1ページをご覧ください。6月11日付けで市の農林課より農業振興地域整備計画の変更協議があがってきています。今回は農振農用地区域の用途変更の申請で、14件の申請があがってきています。

2ページをご覧ください。変更理由書ですが、今回の申請は(3)の用途変更です。最初の[]ほか3筆から3ページの[]ほか1筆までの11件については[]に係る菌床しいたけ栽培ハウス関係の用途変更です。申出資料については4ページから60ページまでがこの関係となります。いずれもしいたけの栽培施設とそれに関連する管理施設等の設置を目的とする申請で、内容についてはほとんど同じ内容となっておりますのでそれぞれの変更理由、場所の選定理由、位置図等につきましては議案書をご覧くださいと思います。なお、これに伴いまして、開発スケジュール、隣接耕作者の同意書、変更箇所の詳細図等につきましてはお手元の資料に収まりませんでしたので控室に置いてございますのでご確認くださいと思います。

61ページをご覧ください。申請人は[]さんです。土地については借地を予定しています。用途変更の理由は現在育苗箱で2,500枚程度生産しています

が、コンクリート舗装により均等化し苗の水管理がまばらにならないようにしたいという内容です。申出地の選定理由は自宅近隣で、水管理等も容易で作業効率も良く、周辺農地への影響が無いことからこの土地を選定したとのことです。用途変更する土地については大桑原の土地1筆668㎡です。62ページをご覧ください。まず、1から3については図面関係ですので説明を省略させていただきます。4の用途区分変更の概要の(1)の目的は農業用施設ということで育苗施設の建設です。(2)の開発の目的のアは先ほどの用途変更の理由で説明したとおりです。イの開発予定工期ですが、平成27年4月着工、平成27年4月完了です。ウの開発全体面積は668㎡です。続いて63ページに移りまして、(4)農林事業の実施状況です。こちらは農業振興地域整備計画との整合性を整理した表がでておりました、対象事業はご覧のとおりです。(5)用途区分変更による集団化および農作業の効率化等への影響ですが、こちらは記載のとおりです。(6)の補足説明及び資料等についてですが、申請人の営農状況の記載がございます。当該変更による農用地域内の土地改良施設の有する機能に及ぼす影響についても記載のとおりです。(ウ)のその他参考となる資料についての事業者の開発スケジュール、隣接農地所有者の同意書については先ほど説明のとおり控室に置きましたのでご確認をお願いします。64ページに位置図、65ページに配置図がでています。

66ページをご覧ください。申請人は宮の■■■■さんです。土地は所有権移転を受ける予定です。用途変更の理由については現在、自宅となりの作業所で米の乾燥調製をしていますが、経営規模の拡大により新しい乾燥調製施設を建設したいとのことです。申出地の選定理由については自宅には建設スペースが無く、申請地は自宅の隣で作業効率も上がると考えられるため選定したとのことです。用途変更する土地は宮の土地1筆624㎡です。67ページに移りまして、1から3は図面ですので説明を省略いたします。4の用途区分変更の概要の(1)の目的は米の乾燥調製施設の建設です。(2)のアの開発の目的については先ほどの用途変更の理由の説明のとおりです。イの開発予定工期は令

和3年11月着工、令和4年8月完了予定です。ウの開発全体面積は624㎡です。68ページをご覧ください。(4)の農林事業の実施状況ということで農業振興地域整備計画との整合性を整理した表が記載されています。対象事業はご覧のとおりです。(5)の用途区分変更による集団化及び農作業の効率化等への影響については記載のとおりです。説明は省略させていただきます。(6)の補足説明及び資料等の(ア)の営農規模については申請人の営農規模が記載されています。自小作合わせて177,587㎡の経営です。(イ)の当該変更による農用地区域内の土地改良施設の有する機能に及ぼす影響については記載のとおりです。(ウ)のその他参考となる資料についてですが、先ほどの案件同様に事業者の開発スケジュール、隣接農地所有者の同意書については控室にございますのでご確認ください。69ページに位置図、70ページに配置図がでています。

71ページをご覧ください。申請人は滝谷の[]さんです。土地については所有権移転を受ける予定です。用途変更の理由については現在、自宅となりの作業所で米の乾燥調製をおこなっていますが、周辺への騒音・粉塵等の問題があり、申請地に新たに米の乾燥調製施設と屋外作業場を建設したいとのことです。申請地の選定理由については人家より市道を挟んだ東側にあるため騒音・粉塵等の問題も少なく、隣接に育苗施設があるため作業効率も上がると考えられるためこの土地を選定したとのことです。用途変更する土地は滝谷の土地1筆1,079㎡です。72ページをご覧ください。1から3については図面ですので説明は省略させていただきます。4の用途区分変更の概要の(1)の目的については米の乾燥調製施設及び屋外作業場の建設です。(2)のアの目的については先ほどの用途変更の理由の説明のとおりです。イの開発予定工期は令和3年8月着工、令和3年12月完了予定です。ウの開発全体面積は1,079㎡です。73ページに移りまして、(4)の農林事業の実施状況ということで農業振興地域整備計画との整合性を整理した表が記載されています。対象事業はご覧のとおりです。(5)の用途区分変更による集団化及び農作業の効率化等への影響については、こちらはご覧のとおり

です。(6)の補足説明及び資料等の(ア)の営農規模について、申請人の営農規模の予定が記載されています。全て小作で184,169㎡です。(イ)の当該変更による農用地区域内の土地改良施設の有する機能に及ぼす影響についてはご覧のとおりです。(ウ)のその他参考となる資料については、先ほどと同様に事業者の開発スケジュール、隣接農地所有者の同意書等につきましては控室に置いてありますのでご確認ください。74ページには位置図、75ページには配置図がでています。

協議第1号の説明については以上ですが、いずれも今回は農振農用地の用途変更の申請となりますので転用は未了となっています。以上です。

議長

ただいまの説明について、質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、協議第1号については原案のとおり承認されました。

日程12 協議第2号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて

議長

日程12 協議第2号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについてを議題といたします。事

務局より説明を求めます。古藤局長。

古藤局長

(協議第2号朗読)

79 ページをご覧ください。令和3年6月付けで南魚沼市長からこちらの農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想についての意見照会が来ています。これは令和3年3月に県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が改定されまして、市の方でも基本的な構想を合わせて改定するもので、農業委員会の方に意見照会が来ているということになります。この後に資料があるのですが、まずこの農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想についてご説明します。農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村の段階で効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るために目標とすべき所得、労働時間、育成すべき農業経営の規模、生産の方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの指標及び農用地の利用集積の目標を定め、さらにその実現のために取るべき措置を示したものです。これにつきましては市の方でも平成26年9月に改定していますが、それ以来の改定となりますので約7年ぶりの改定となります。このあとの資料に沿って主な改定内容と全体の改正について簡単に説明をさせていただきます。

まず、82 ページの下から4行目をご覧ください。下線部が変更箇所となりますが、目標となる年間の農業所得を450万円だったものが400万円への変更です。これは県の指標が400から500万円となったため、その下限値である400万円にしたとのことです。

続いて、87 ページです。第2の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標の1の農業経営の指標に下線が引いてあります。この部分についても多少数値を変えているそうです。ただし、大きな変更点は無く、加工用米などの部分が増えたとのことです。

続いて、92 ページです。こちらの2の経営体の育成目標の表についてです。こちらの数値については現在、市内にある経営体の数に10%増やすという形で目標設定しているとのことです。県の方が現状に10%上乗せで目標設定して

いるためにこれに合わせたとのことです。

主な改正内容については以上となります。全体的な部分についてですが、この7年間で情勢が変わったところがありました。例えば、農地利用集積円滑化事業が廃止となりましたので、この部分については農地中間管理事業に移行されたため変更されています。次に農業生産法人が名称変更となりまして、農地所有適格法人に変更されています。最後に、農協合併によりしおざわ農協と魚沼みなみ農協と記載があったものを農業協同組合に変更されています。

主な変更箇所は以上となりますが、この7年間で変化があったものを変更しています。全体的な部分については県の指針をもとに変更をかけたということになります。以上です。

議 長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑を終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、お諮りをいたします。協議第2号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについては原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、協議第2号については原案のとおり承認されました。

日程 13 その他

議 長

日程 13 その他についてですが、なにかございますでしょうか。

無いようですので、本日の議案は全て終了しましたので総会
はこれで終了させていただきます。本日は大変ご苦勞さ
までした。

(11時15分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 3年 8月25日

南魚沼市農業委員会長

並 木 孝 夫

会 議 録 署 名 委 員

片 桐 京

会 議 録 署 名 委 員

山 崎 輝 代
